

契約法（契約責任法）の国際的動向

野 澤 正 充

1. はじめに
2. フランス民法以前（ローマ法）
3. フランス民法（1804年）
4. 英米契約法
5. 国際動産売買法の統一
6. 民法のグローバル化（2000年以降）
7. おわりに

1. はじめに

ラオス人民民主共和国のケート・ケティサック（Ket KEITTISACK）司法副大臣をはじめ、司法省および民法典起草グループのみなさん、本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。ただいまご紹介にあずかりました、立教大学の野澤と申します。本日は、現在起草中のラオス民法典の参考に少しでもなるように、契約法の国際的動向について話をしたいと思います。

もっとも、ひとくちに契約と言っても、契約にはさまざまなものがあります。そのすべてをお話する時間はありませんし、そのような能力もありません。そこで、本日は、契約の中でも最も古い契約の1つであり、日常生活においてももちろん、取引社会においても重要な契約類型である売買について話をしたいと思います。

(1) 対 象

具体的には、売主が買主に引き渡した物に損傷がある場合を考えましょう。まず、この損傷が売主の過失によって生じた場合には、当然に売主は契約違反、つまり債務不履行としての責任を負います。しかし、売主の過失によらずに損傷が生じ、しかも、その損傷は引渡しの際に売主にも買主にもわからないものであった場合にはどうでしょうか。

この問題を、もう少しみなさんにとって身近な例にしてみましょう。例えば、牛1頭の売買において、売主が牛を適切に管理していたにもかかわらず、予期せぬ病気にかかり、売主も病気に気づくことができなかった場合はどうでしょうか。

(2) 沿革的検討

今日は、この問題について、契約法の200年以上にわたる歴史、ローマ法まで含めれば2000年以上でしょうが、その歴史をわずかの時間で検討したいと思います。そこで、この講演では、便宜的に以下の5つの時期に分けてお話します。

- ① フランス民法以前（ローマ法）
- ② フランス民法（1804年）
- ③ 英米契約法（19世紀末～20世紀半ば）
- ④ 国際動産売買法の統一（20世紀半ば～）
- ⑤ 民法のグローバル化（2000年以降）

2. フランス民法以前（ローマ法）

(1) 社会経済状況

まず、フランス革命（1789年）以前の社会では、取引は、当事者が相対し、物と物の交換、あるいは、物と貨幣の交換によって行われていました。したがって、物の所有権の移転も、貨幣や他の物と引き換えに、売主が物を買主に引き渡すことによって実現されていました。

(2) 売買における売主の瑕疵担保責任

また、この時代における売買は、1つ1つの物に個性がある、いわゆる特定物の売買であり、大量に物が売買されるということは、ほとんどありませんでした。例えば、先の例の牛1頭の売買が典型です。そして、牛の所有権が売主から買主に移転する前、すなわち、買主に引き渡される前にすでに病気にかかっていた場合において、買主が後からその病気に気付いたときは、買主は、売主に対してクレームを言うことができました。そのクレームは、次の2つのうちのいずれかです。

- ① 牛が病気にかかっているから役に立たないので、解除したい（契約解除権）。
- ② 病気は大したことはないけれど、健康な牛と比べると代金が高すぎるから、病気の分だけ代金を値引いてほしい（代金減額請求権）。

ただし、買主は売主に対して、牛の病気を治せ（完全履行請求権）ということは、要求できませんでした。売主は、牛の病気を治す知識や技術を持っていませんし、獣医も現在のようには容易に見つけることができなかったからです。また、当然のことながら、買主に牛が引き渡されて、所有権が買主に移った後にその牛が病気にかかった場合には、買主は売主に対してクレームをいうことはできません。

このように、売主が商品である牛の病気に対して特別の責任（瑕疵担保責任）を負うのは、その牛を所有していたからであり、所有権が買主に移転すれば、それ以後は責任を負わない。つまり、瑕疵担保責任は、所有権者が物の危険（牛の病気）を負う、という所有者責任主義に基づく責任です。

(3) 小 括

以上がローマ法における売主の瑕疵担保責任であり、まとめると次のようになります。

- ① 所有権は、物の引渡しによって移転する。
- ② 所有者が責任を負担する（所有者責任主義）。
- ③ 売主は、物の引渡し前（所有権の移転前）に生じた損傷については責任を負う。

- ④ 買主は、売主に対して、代金の減額または契約の解除を主張できる。
- ⑤ 売買の目的物は個性を有する（特定物）。

なお、以上の売主の瑕疵担保責任とは別に、債務者による契約違反一般についての責任（債務不履行責任）も認められていました。

3. フランス民法（1804年）

(1) 意思主義

1789年に始まったフランス革命によって、当事者の意思に絶対的な効力を与える意思主義（意思自治の原則）が台頭します。この意思主義によれば、意思表示のみによって、何らの形式を必要とすることなく、所有権の移転が生じることとなります。例えば、売買について、フランス民法典1583条は次のように規定しています。「売買は、物がいまだ引き渡されておらず代金がいまだ支払われていない場合であっても、物及び代金の合意をした時から当事者間においては完全であり、買主は、売主に対する関係で当然に所有権を取得する」。この規定は、売買契約の締結によって、物の所有権が当然に売主から買主に移転するという趣旨です。

(2) 売買における売主の瑕疵担保責任

では、先の牛の売買において、その牛が病気にかかっていたときには、フランス民法の下ではどのように処理されるでしょうか。

まず第1に、売主の責任は無過失責任であり、たとえ売主が、牛が病気にかかっていることを全く知らなかったとしても、買主は、売主に対し、契約を解除して代金の返還（および売買によって生じた費用）を請求するか、または代金の減額を請求することができます（フ民1643・1644・1646条）。

また第2に、売主が牛の病気を知っていたか、または知らないことに過失がある場合には、買主は、売主に対して、損傷によって生じたすべての損害の賠償を請求することができます（フ民1645条）。これは、一般の契約違反（引渡債務の不履行）と同じです。

そして第3に、売主の責任は、所有者責任主義に基づく制度であり、牛が売

買契約の締結までに病気に罹っていたら、所有権が売主にあるため、その損害は売主の負担となります。しかし、牛が売買契約の後に病気に罹ったのであれば、売買によって物の所有権とともに危険も買主に移転しているため、売主は、瑕疵担保責任を負いません（フ民1647条1項）。

なお、フランス民法典制定当時の売買は、牛や手作りの物などの特定物を対象としていました。しかし、19世紀後半に産業革命が進展し、工業製品（不特定物）が登場して売買の対象となります。そうすると、民法も、この社会の変化に対応することとなります。

(3) フランス民法のまとめ

先のローマ法の原則は、フランス民法典では次のようになります（星印の付いた部分が、ローマ法の原則との違いです）。

- ★① 所有権は、売買契約の締結によって移転する。
- ② 所有者が責任を負担する（所有者責任主義）。
- ★③ 売主は、売買契約の締結前（所有権の移転前）に生じた損傷について責任を負う。
- ④ 買主は、売主に対して、代金の減額または契約の解除を主張できる。
- ⑤ 売買の目的物は個性を有する（特定物）。

そして、この売買における売主の瑕疵担保責任とは別に、契約違反一般（債務不履行）に対する損害賠償責任も認められています（フ民1147条）。

このフランス民法の規定が、多くの国（ヨーロッパ諸国・ラテンアメリカ諸国等）に継受されました。そして、現行の日本民法も、この問題に関しては、フランス民法典の規定を受け継いでいます（176条・534条・570条など）。

なお、フランス民法典から約100年後に制定されたドイツ民法（1896年）では、意思主義が修正され、所有権は意思表示ではなく、物の引渡しまたは登記によって移転するとしました（形式主義の採用）。これは、取引が活発となり、契約の締結によって所有権が移転するという意思主義では、対応しきれなくなったからです。

4. 英米契約法

(1) イギリス動産売買法 (1893年)

イギリスは、1760年代以降1830年代まで、世界に先駆けて産業革命に成功します。その要因としてはさまざまなものがあげられますが、とりわけ、イギリスは、広大な海外植民地を有し、対外貿易が盛んであったことが重要です。つまり、この対外貿易（商業革命）の結果、資本が蓄積され、その資本を元に産業革命が起こったのです。そして、産業革命の結果、大量生産の時代が到来し、不特定物（種類物）の売買が取引の中心となります。

このように、取引が盛んになったイギリスでは、フランス法とは正反対の原則が確立します。すなわち、フランス法（大陸法）では、売主が商品の損傷については責任を負い、たとえその損傷が売主の過失に基づかない場合であっても、売主は無条件に契約の解除または代金の減額に応じなければなりません。これに対して、イギリス法においては、「買主が注意せよ」(caveat emptor)の原則が確立します。すなわち、売買の目的物が買主の要求を満たすか否かは買主の問題であって、売主は責任を負わない、という売主無責任の原則です。この原則は、とりわけ、19世紀前半の馬の売買において確立したものです。ここでは、2つの例を紹介しましょう。

【例①】 売主が馬を安い値段で売った後に、すでに病気にかかっていたことが発覚したとしても、買主は売主に対してクレームをつけることができません。この場合には、買主は、事前によく馬を調べてその病気を見つけなければならず、購入した以上は、仮に病気にかかっていたとしても、売主に文句を言うことはできないのです。

【例②】 売主が高い値段で馬を売り、かつ、その馬が病気にかかっていないことを明示的に保証した場合において、後に病気にかかっていたことが判明したときは、買主は、売主の保証契約違反を主張することができます（解除・損害賠償）。しかし、売主の明示の保証契約がない場合には、買主は、売主の責任を追及することができないとされていました。

このイギリス法の原則（買主が注意せよ）が、1893年のイギリス動産売買法（Sale of Goods Act of 1893）に採用され、対外貿易における国際商取引のルールとなります。その背景には、対外貿易における商取引の迅速性や資本主義の進展を図るという目的があると思われます。しかし、それに止まらず、産業革命に成功し、世界一の売主となったイギリスの利益の保護、国益の保護という側面も存在したことを忘れてはならないと思います。

(2) アメリカ合衆国統一商法典（1952年）

アメリカ合衆国においては、各州がそれぞれ独自の商事法を形成していました。そのため、商事法の不統一が、各州間の商取引を阻害することとなり、19世紀の末頃から、その統一が図られてきます。そして、統一商法典の制定は、1940年代以降に本格化し、1952年に採択されるに至りました。

この統一商法典の中の「売買」（第2編）に関する規定は、1893年のイギリス動産売買法にならったものです。それゆえ、売買における売主の責任も、イギリス法におけると同じく、保証（warranty）条項に対する違反として構成されていました。すなわち、売買の目的物の品質、性能または適合性については、売主が保証しない限り、売主が責任を負わない（買主が注意せよ）との前提に立っています。ただし、売主による品質・性能の保証は、明示による場合（express warranty = 2-313条）と黙示による場合（implied warranty = 2-314, 315条）があることを規定しています。そして、保証契約違反の効果は、統一商法典においては、特別なものではなく、一般の契約違反（債務不履行）と同じものです。

(3) 英米法のまとめ

以上の英米法と大陸法との違いをまとめると、次の2つになります。

① 大陸法では、契約違反（債務不履行）に関する規定とは別に、売買における目的物に損傷があった場合の規定（瑕疵担保責任）が存在しています。そして、債務不履行責任が売主の過失に基づくものであるのに対し、売買における売主の瑕疵担保責任は無過失責任です。これに対して、英米法は、両責任の区別がなく、契約違反（債務不履行）に基づく責任のみが規定されています。

② 売買に関して、大陸法は、売主が商品について責任を負います。これに

対して、英米法は、売主が責任を負わず、買主が商品の損傷については注意をしなければならぬとされています。

5. 国際動産売買法の統一

(1) 国際動産売買統一法 (1961年) — ハーグ条約

1926年に設立された私法統一国際協会 (UNIDROIT = ユニドロワ) は、その最初の仕事として、動産売買法の統一を計画し、その任務を、当時ミュンヘン大学の教授であったエルンスト・ラーベル (Ernst Rabel) に委ねました。この協会において、ラーベルは、ヨーロッパ各国の研究者と共同で作業をし、国際間の動産売買のみに関する統一法が可能であり、また必要であるという立場から、順次草案を作成しました。そして、1956年の第3次草案を基に、1964年4月、ハーグにおいて、国際動産売買統一法 (ULIS) が条約として成立しました。

このハーグ条約では、上記の英米法と大陸法とが融合され、統一されています。

まず、① 契約責任について、大陸法のような二元的構成を採用せず、売買における目的物の損傷も、「物の適合性」に関する売主の義務であるとして、目的物に損傷がある場合には、売主の債務不履行が認められるとしました (契約責任の一元化)。そして、契約違反について、債務者の過失を要件とせず、不可抗力を立証しない限り、責任を免れないこととしています。

また、② 売主の契約違反の効果としては、次の4つが認められます。

- (i) 追完請求権 (修補・代物請求)
- (ii) 損害賠償請求権
- (iii) 代金減額請求権
- (iv) 解除

このうち、(ii)については、不可抗力免責が認められています。しかし、(iii)(iv)については、売主が不可抗力に基づく損傷であることを立証しても免責されません。そして、この2つは、まさに大陸法が伝統的に認めてきた売主の担保責

任の効果であり、この部分に、大陸法の伝統が残っていると考えられます。

そして、③ 売主が目的物の損傷について責任を負うのは、所有権を有しているからではなく、その物を事実上支配し、損傷を防ぐ立場にあるからです（所有者責任主義の放棄）。その結果、物の事実上の支配の移転（＝引渡し）によって、売主から買主に危険が移転し、それ以降に生じた損傷について売主が責任を負うことはありません。

（2）ウィーン売買条約（1980年）

しかし、1964年のハーグ条約は、その締約国がわずか9カ国にとどまり、しかもアメリカ合衆国のような主要な国が参加せず、国際社会において必ずしも実効性のあるものとはなりません。その主な要因としては、国際動産売買統一法が、①理論に傾斜しており、その構成も複雑であるため内容の明瞭性を欠いていること、②英米法との調和を試みてはいるもののやはり大陸法中心であること、および、③世界の異なった法体系や社会・経済体制の存在が反映されておらず、その起草および採択にあたってこれらの国の参加もなかったことなどが挙げられます。

そこで、国連国際商取引委員会（UNCITRAL）は、これらの要因を踏まえて、国際動産売買統一法の改訂作業に着手しました。すなわち、世界の異なる法体系や社会・経済体制が代表される作業部会を設置し、参加する国のバランスに配慮するとともに、規定の内容については、理論よりも実際的な有用性を重視しました。

このようにして制定されたウィーン売買条約は、広く受け容れられ、現時点における締約国は85カ国にのぼり、世界の貿易の3分の2は、その締約国間のもとなっているといわれています（日本—2008年7月1日加入。ラオスは未加入。ベトナムは2015年に加入）。

ただし、売主の責任に関連する規律について、ウィーン売買条約は、ハーグ条約の枠組みを踏襲するものであって、大きな違いはありません。しかし、ウィーン売買条約は、その締約国の多さもさることながら、その基本的な枠組みが、その後の「国際商事契約原則」（UNIDROIT—1994年、第7・1・1条）および「ヨーロッパ契約法原則」（PECL—1990年・1996年、第8・101条）に継承さ

れ、国際的な標準モデルとなっています。また、ウィーン売買条約の規律は、日本の民法（債権関係）の改正作業も含めて、各国の議論に与える影響も大きく、その意義は、国際動産売買統一法のそれとは比べものになりません。

6. 民法のグローバル化（2000年以降）

経済のグローバル化に伴い、これまで各国の国内法にすぎなかった民法が、その改正によって事実上統一化される方向にあります。すなわち、民法は、取引（売買）に適用されますが、その取引がグローバル化されているため、国によって適用される規律が異なることは望ましくありません。そこで、各国が民法を改正し、その内容を国際的な標準モデルであるウィーン売買条約の規律に合わせています。

まず、2001年にドイツ民法が改正され、契約責任が債務不履行責任へと一元化しました。そして、日本も、民法（債権関係）の改正によって、大陸法的な売主の担保責任がなくなり、契約不適合責任（債務不履行責任）に一元化しています。また、フランスは、2016年2月10日に民法（債務法）を改正し、方向性としてはウィーン売買条約の規律を採用しています。ただし、契約各則である売買法の改正は、これからの課題です。

なお、ラオスは、すでに2008年の契約内外債務法の改正により、ウィーン売買条約と同様の規律を採用しています。これは、英米法系のアドバイザーの助言に基づくものだろうと思いますが、日本よりも一足早くに国際的な標準モデルを採用していることは、注目に値します。

7. おわりに

契約責任については、大陸法と英米法とでは、その規律が大きく異なりました。しかし、現在では、契約法が世界的に統一化されつつあります。その要因としては、大きく、(1)取引の変化と、それに伴う(2)法理論の変化の2つが挙げられます。

(1) 取引の変化

① 特定物から不特定物の取引へ

産業革命以前の社会では、売買は個性のある物（特定物）の取引が中心でした。例えば、牛や馬の売買、職人が制作した物の売買などです。それゆえ、その物が損傷していた場合には、容易に新しい物と取り替えたり、修理することはできませんでした（追完請求権の否定）。しかし、産業革命によって工場による大量生産が可能となると、売買も個性のない不特定物の取引が中心となります。そこで、目的物に損傷があった場合には、容易に取り替えることができ、また修理することも可能です（追完請求権の肯定）。

② 商取引のグローバル化

商品の大量生産に伴い、商取引が活発となり、経済がグローバル化します。そうすると、契約関係に適用される規律が国によって異なってしまうと、取引が阻害されるおそれが出てきます。そこで、契約法の規律を平準化することが必要となり、国際的なルールが確立されるとともに、各国の国内法も国際的な標準モデルに合わせて改正されることとなります。

(2) 法理論の変化

① 複雑な理論から単純な理論へ

大陸法では、契約違反に関する規律のほかに、売買における売主の瑕疵担保責任が定められ、契約責任が二元化していました。しかし、このような二元的構成は複雑であり、英米法との平準化に際しては、より簡素な、契約不適合責任（債務不履行責任）への一元化が図られることとなります。

② 所有権の移転から事実的な支配の移転へ

大陸法においては、所有者が責任を負う（所有者責任主義）との考え方から、所有権が買主に移転するまでに生じた損傷については、売主が無条件で責任を負うものとされてきました。しかし、売買契約の締結のみによって所有権が売主から買主に移転する、という意思主義の考え方は、現実の当事者の意思には適合しません。というのも、代金も支払わず、引渡しも受けていない物の所有権を買主が取得するというのは、あまりにも観念的に過ぎ、現実感がないからです。

そこで、現在の契約法は、所有権の移転とは関係なく、物の損傷を防ぐことができる立場にある者がその物の損傷について責任を負う、との考え方に立脚しています。すなわち、物の事実的な支配の移転である引渡しとその物の受取りを基準に、それ以前に生じた損傷については売主が責任を負い、買主が受取った後に生じた損傷については、買主が責任を負うこととしています。これは、ウィーン売買条約や日本を含む、今日における各国の民法が採用している規律です。しかし、ラオス民法草案には、その旨の規定がなく、この点は将来の課題です。

ご静聴をどうもありがとうございました。

【付記】

本稿は、2016年8月15日にヴィエンチャン（ラオス人民民主共和国）のラオス・プラザ・ホテルで行われた、第3回日羅宇民法典ローフォーラムにおける基調講演を原稿にしたものである。同ローフォーラムでは、私のものを含めて4つの基調講演が行われ、質疑応答がなされた。他の基調講演は、日本側から松尾弘教授（慶應義塾大学）による「民法典の国際的傾向」のほか、ラオス側から、ナロンリット・ノーラシン（Nalonglith NORASIN）氏（司法省国際協力計画局局長代理）による「ラオス民法典の展開と挑戦」、および、ソムサック・タイブンラック（Somsack TAIBOUNLACK）氏（中部地域〔高等〕裁判所所長代理）による「民法典と民事訴訟法の本質的理解」であった。